

富里市入札約款

(目的)

第1条 富里市の発注に係る工事又は製造の請負、物品の買入れ、調査、測量、設計等の委託及び役務提供の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）及び富里市財務規則（昭和63年規則第8号。以下「財務規則」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加資格のある者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書等について疑義があるときは、あらかじめ指定した日時及び方法により関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札説明会は、図面、仕様書等の配布をもって、原則これを行わない。
- 3 入札参加者は、入札公告又は指名通知に示した時刻までに入札会場に集合しなければならない。
- 4 入札書は別記第1号様式により作成し、必要事項（入札件名・入札者の氏名等）を表記した封筒に入れ、封かんのうえ、入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。ただし、入札執行者が別に入札の方法を指示した場合は、この限りではない。
- 5 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 7 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、自治令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

第3条 (削除)

(入札書の書換え及び撤回等の禁止)

第4条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札金額見積内訳書の提出)

第5条 入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出は、工事又は製造の請負契約に係るものはすべて提出を求めるものとする。その他の契約に係るものは、特に必要と認めるときは提出を求めるものとする。

- 2 入札参加者は、前項の規定により内訳書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により内訳書の提出を求めたときは、入札公告又は指名通知のいずれかにその旨を明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(入札辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、開札前後を問わず、撤回することができない。
- 4 入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしては

ならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、入札を取りやめるものとする。
- 3 当該入札における入札公告又は指名通知後、天災等予測できない事情により多数の入札参加者が入札に参加できなくなり、入札の競争性、公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 誓約書を提出しない者がした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者がした入札
- (9) 入札に際して不正を行った者がした入札
- (10) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者又は契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者がした入札
- (11) 一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (12) 一般競争入札（総合評価落札方式）において、技術資料の提出がなかった者がした入札
- (13) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
- (14) 内訳書の提出を義務付けたものにあつては、内訳書の提出がない入札、

提出者が不明又は内容が大幅に異なる入札

- (15) 入札書の金額と内訳書のア金額が大幅に異なる入札
- (16) ア金額が0円の入札
- (17) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札（免除の場合を除く。）
- (18) 函面、仕様書等を有償配布としたものにあつては、函面、仕様書等を購入しない者がした入札
- (19) その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 低入札価格調査により当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないと認められた者がした入札
- (3) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

（開札）

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

（保留）

第12条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (2) 低入札価格調査制度における低入札価格に関する調査が必要なとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき

（落札者の決定）

第13条 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に代えて調査基準価格を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなさ

れるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- 4 総合評価落札方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項及び第2項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「価格その他の条件が富里市にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えて落札者とする。
- 5 第1項及び前項で定める契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格等の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第15条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき又は第13条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第13条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

(入札の不調)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

- (1) 入札がないとき。
- (2) 入札の結果、予定価格に達しないとき。
- (3) 最低制限価格を設けている場合において、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。
- (4) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる者がいない場合で、予定価格に達する入札がないとき。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

第18条（削除）

第19条（削除）

(契約の保証)

第20条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) 契約保証金の納付
 - (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第21条 財務規則第2条第4号に規定する予算執行者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、契約保証金を速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申出)

第22条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等並びに入札公告又は指名通知についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(補 則)

第23条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成18年10月1日から施行する

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年3月1日から施行し、改正後の富里市入札約款の規定は、平成26年度分の予算に係る入札から適用する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年1月1日から施行する。